

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和4年1月20日

福岡県知事 殿

申請者 住所

福岡市博多区東公園7-7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 印

申請者が法人である場合は、記名押印してください。

申請者が個人である場合は、署名又は記名押印してください。

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、申請者が法人である場合は、その役員等が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 第48条の7の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

(関連規定)

法第48条の4第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。